

平成 20・04・08 関東産保第 8 号

平成 20 年 4 月 14 日

関東液化石油ガス協議会  
会長 清水 宣彦 殿

関東東北産業保安監督部長 名久井 恒司



液化石油ガス事業者等に係る融雪出水期における防災態勢の強化について

上記の件について、原子力安全・保安院は、別添（NISA-278b-08-02）のとおり液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対し所要の対応を求めることとしました。

つきましては、貴傘下の液化石油ガス販売事業者及び保安機関等に対して、別紙に従い所要の対応をするよう周知をお願いいたします。

# 経済産業省

平成20・03・24原院第3号

平成20年4月3日

液化石油ガス事業者等に係る融雪出水期における防災態勢の強化について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-278b-08-02



原子力安全・保安院は、平成20年3月18日付け中防災第12号(別紙)をもって、中央防災会議会長(内閣総理大臣)福田康夫から、融雪出水期における防災態勢の強化についての指導要請を受けましたので、今般、別紙を踏まえ、雪崩、融雪に伴う出水及び土砂災害による犠牲者ゼロに向けた対策の徹底を図るため、液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対し、下記の対応を求めることとします。

## 記

1. 融雪に起因した供給設備等の破損による液化石油ガスの漏えい及び雪崩、河川の氾濫、土砂災害等のおそれのある地域にあつては充てん容器等の設置場所に、十分留意するとともに、破損・転倒等が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すこと。その際、必要に応じて他の事業者等と協力体制を適切に構築すること。
2. 雪崩、河川の氾濫、土砂災害等による被害が予想される箇所に設置されている供給設備等の巡視・点検の徹底、災害等に係る被害に関する情報の収集・伝達及び当該被害が予想される箇所の警戒体制の充実を図ること。  
また、巡視・点検に際して、作業員の安全にも留意すること。



中防災第12号  
平成20年3月18日

原子力安全・保安院長 殿

中央防災会議会長  
(内閣総理大臣)

福田 康



### 融雪出水期における防災態勢の強化について

今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、既に「降積雪期における防災態勢の強化について」(平成19年12月20日付け中央防災会議会長(内閣総理大臣)通知)をもって、除雪中の事故防止対策の徹底等についてお願いしたところである。

今冬は、2月中旬以降ほぼ全国的に低温となるとともに、日本海側を中心に大雪に見舞われ、既に40名を超える尊い生命が失われているところである。今後、融雪出水期を迎えるに当たり、雪崩、融雪に伴う出水及び土砂災害が発生することが懸念されるため、より一層の対策の徹底に努める必要がある。

このため、関係諸機関との緊密な連携の下に、雪崩のおそれのある危険箇所を始め河川のはみ濫又は土砂災害のおそれがある危険箇所の巡視・点検の徹底、気象等に関する情報の収集・伝達、警戒避難態勢の強化等に万全を期されたい。

その際、被災者の目線に立って「何ができていれば犠牲が避けられたのか」という観点からきめ細やかな取組みの充実を図り、「犠牲者ゼロ」を目指した対策に一層努められたい。

なお、これらの施策の実施に当たっては、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分に配慮し、特に災害時要援護者関連施設に対しては、平常時、緊急時とも適切な情報提供を行い、警戒避難体制等の防災体制の整備に努められたい。

また、新潟県中越沖地震の被災地については、地震に伴う地盤被害の実情を踏まえ、特段の注意を払われたい。

上記につき、貴管下関係機関に対する指導方よろしく願います。